

兵高教組

2020年4月15日

調査情報 2号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

休校でも非常勤職員の雇用・報酬は確保されます 在宅勤務も適用。2日の勤務を1日にまとめることが可能。

県立学校の臨時休業にあたって、高教組は、非常勤職員の勤務、報酬等についての緊急要求書を提出して、適切な対応・運用と、不十分なところの改善を求めました。

国は通知などで非常勤職員の雇用の確保を求め、県も同様の方針で対応しています。特に、報酬が月額制でない非常勤職員については、予定されていた業務時間数の勤務をして報酬が支給されることとなっています(既に3月の臨時休業の際から)。今回はさらに、在宅勤務も適用されます。

この1か月あまりの間、国や県の措置・指示が趣旨にそって運用されていない例が、学校現場から高教組にいくつも報告されています。高教組は引き続き改善を求めていきます。

勤務をして報酬を支給(在宅勤務も可能)

3月の臨時休業の際から、

予定されていた業務時間数の勤務をして、
報酬を支給する(本人の同意を得て業務内
容を変更することも可能)

こととなっています。今回はさらに、在宅勤務も適用されます。業務をして報酬を支払うということ、在宅勤務が可能だということを当該職員にきちんと伝え、本人の意向に沿って対応する必要があります。

在宅勤務にあたっては、週あたりの時間数を変えなければ、複数の日の勤務を合わせておこなうことでも可能です。例えば、火曜日2時間、水曜日3時間の勤務予定を水曜日5時間の在宅勤務にできます。また、時間講師のように通常であれば勤務と勤務の間があく形態であっても、まとめて連続する時間の在宅勤務が可能です。例えば、2限と3限と5限の3コマの授業を担当する予定であれば、午前中に3コマ分の時間の在宅勤務にできます。

県教委は学校に周知徹底を 校長は当該職員に丁寧に連絡・説明を

再度の休校が決まってから、時間講師をする予定の人からの問い合わせ・相談が続きました。「授業がなくなりて収入がなくなるが、何とかならないか」という切実なものです。勤務が確保されることを伝えましたが、話を聞いて驚いたことが2つあります。

ひとつは、休校が決まても学校から何も連絡がないということです。この特別な状況、特別な措置において、当然管理職が対応・指示をするべきところです。

もうひとつは、3月に予定されていた授業時間分について「勤務して報酬支給」ということが説明されていないことです。高教組は3月から、県教委に対して学校への周知徹底を何度も求めました。「国

からの文書はおろしている」「校長会で説明している」とのことでしたが、実際、職場からの報告を受けて、適切な運用を求める、是正に至った例もあります。周知が徹底されていないのか、周知されたことが適切に運用できていないのか、いずれにせよ一方的に「勤務なし報酬なし」になっている例がひとつやふたつではないということが改めてわかりました。

使用者の責任による休校で

報酬なしにはできない

影響が大きいのは時間講師のように報酬が月額制でない非常勤職員です。月額制の職であれば、報酬は減額されず、当然勤務して報酬を得ることになります。ところが、月額制でないと勤務実績(時間数)に応じた報酬となるので、「勤務なし」にされると「報酬なし」になってしまいます。

児童・生徒が来ないから「業務はありません」というのは、国の通知、県の方針にも反します。労働基準法は、休業手当の支払い義務を使用者に課しています。

高教組は県教委に対して、各校への周知徹底を重ねて求めています。何か問題があれば、職場の分会もしくは高教組本部へご相談ください。

在宅勤務について

13日に各校に対して、新たに以下のような説明・指示がされています。

- ・人ととの接触を減らすことが目的なので、可能な限り在宅勤務を
- ・在宅7割以上を目指し積極的に制度を活用
- ・特別な措置として積極的に推奨してください
- ・上限(週4日)は、それ以上でも可。
- ・計画書、報告書は提出を。成果物の内容や量は、校長の裁量で。

教職員の生活と権利を守る高教組へ、あなたもぜひ！